

第2次宮古島市観光振興基本計画策定業務委託 仕様書

1 業務名

第2次宮古島市観光振興基本計画策定業務

2 目的

本業務は、本市の観光をとりまく環境が大きく変化しており、今後も下地島空港ターミナルやクルーズ船専用バース及びクルーズ船ターミナルの供用を控えていることから、計画期間を1年早め、平成31年度を初年度とする「第2次宮古島市観光振興基本計画」（以下「観光振興計画」という。）の策定にあたり、高い専門知識、豊富な経験を有する事業者支援業務を委託するものである。

3 期間

契約締結日から平成31年3月22日（金）まで

4 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

5 業務内容

本業務は、観光振興計画の策定のために必要な助言、指導、分析、策定委員会及び作業部会の運営等を行うものとし、以下の業務を基本とする。意向調査に関しては、アドバイザーがアンケート案を作成し、集計及び解析を行う。それ以外の観光振興計画策定に関する事項についても、宮古島市とアドバイザーとの相互協議、確認の上、適宜項目を追加するものとする。

【業務項目】

- ①策定方針の設定に関する確認及びアドバイス
- ②宮古島市の観光の現状と課題に関するアドバイス
- ③観光振興の基本方向に関するアドバイス
- ④目指す将来像に関する確認及びアドバイス
- ⑤観光振興に向けた施策方針に関する確認及びアドバイス

- ⑥計画内容の実現に向けた事業展開に関する確認及びアドバイス
- ⑦市民意向調査に関すること
- ⑧観光動向調査に関すること
- ⑨計画書取りまとめ及び編集、印刷、製本
- ⑩策定委員会及び作業部会の運営

6 成果物

- ①報告書（A4版、簡易製本） 1部
- ②観光振興基本計画 200部
- ③観光振興基本計画概要版 200部

※それぞれCD-RまたはDVD等電子媒体1部を併せて提出。

7 契約に関する条件等

- (1)受託者は、本業務の成果物に関し、すべての著作権（財産権）を宮古島市に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に宮古島市の承諾を得るものとする。
- (2)本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。
- (3)受託者は、宮古島市の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第20条（同一性保持権）に規定されている権利を行使することができないものとする。

8 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9 その他事項

本仕様書に定めのない事項及び協議が生じた場合は、別途協議する。

10 問い合わせ先及び事務局

宮古島市観光商工局 観光課 観光企画係

〒906-8501

沖縄県宮古島市平良字西里 187 番地

担当：伊佐 智彦（いさ ともひこ）

：永田 良彦（ながた よしひこ）

TEL (0980) 73-2690 / FAX (0980) 73-2692

E-mail : kanko@city.miyakojima.lg.jp